補助事業番号 26-1-134

補 助 事 業 名 平成26年度 消費者にとって「安全・安心」な社会をつくる活動、等補助

事業

補助事業者名 公益財団法人日本消防協会

1 補助事業の概要

(1) 事業の目的

消防団の任務は、「国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災 又は地震等の災害を防除し及びこれらの災害に因る被害を軽減する」ことである。

この任務を迅速、確実かつ安全に遂行するため、消防団員は他に職業を持ちつつも、住民を災害から守るため必要な訓練を重ね消防技術の練度に励んでいる。

都道府県消防操法大会は、消防の基本である操法の一連の動作と団員間の連携を修得させ、消防技術の一層の向上と士気高揚を図るとともに、地域住民が消防操法の見学を通じて防火思想の普及を図り、もって公益の増進に寄与する。

(2) 実施内容

http://www.nissho.or.jp/contents/static/img/h26_jisshi.pdf(URL)

平成 26 年度においては、4 1 の都道府県において消防操法大会が開催され、これらの 消防操法大会の開催に係る経費に対し、1 県あたり5 0 万円を上限として補助金の交付 を行った。

各都道府県消防操法大会は、各都道府県消防学校屋外訓練場、市民グランド等の公共施設を会場として、ポンプ自動車操法及び小型ポンプ操法などの消防操法が、大会出場者、大会関係者及び多くの住民等見学者の参加を得て行われた。



写真①栃木県消防操法大会 (H26.7.26開催)



写真②宮崎県消防操法大会 (H26.8.23開催)

2 予想される事業実施効果

消防操法大会は、地域防災の中核として災害時にはいち早く駆けつけ活躍する消防団 員が、日頃の訓練の成果を広く一般に披露し、その操法を競い合うとともに、操法技術 の迅速さ、正確さにより、住民の消防団に対する理解・信頼の獲得の機会となっている。

近年相次ぐ災害により、地域防災力の強化が求められる中、平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定され、消防団活動の重要性が再認識されており、消防団に対しては災害時に向けた消防技術の向上はもとより、地域住民の防災意識向上に資する活動が求められている。

都道府県消防操法大会は、消防団員の消防技術向上、さらなる士気高揚に資するとと もに、地域住民の防災意識を高める機会となっており、地域防災力の充実強化に大きく 貢献するものとして、今後も本大会開催の意義は増していくと考えられる。

3 本事業に係る成果物

(1)補助事業により作成したもの



(例) 北海道及び山口県大会プログラム

4 事業内容についての問い合わせ先

団 体 名 : 公益財団法人日本消防協会 (ニッポンショウボウキョウカイ)

住 所:105-0001

東京都港区虎ノ門2丁目9番16号

代表者:会長 秋本 敏文(アキモト トシフミ)

担当部署 :総務部(ソウムブ)

担当者名 : 主事 加藤 まどか (カトウ マドカ)

電話番号 : 03-3503-1481 F A X : 03-3503-1480

E-mail: <u>m-kato@nissho.or.jp</u>
U R L: http://www.nissho.or.jp